平成２９年（フ）第４１号
埼玉県草加市花栗１丁目12番７号
破産者　丸山　能男
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
埼玉県草加市花栗１丁目12番７号
破産者　金丸きく江
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
埼玉県春日部市小渕1520番地１　アイリスＯＲＩＨＡＲＡ201号、開始決定時の住所埼玉県春日部市大沼３丁目114番地１　Ｍａｉｓｏｎ　Ｓｅｐｉａ　D103
破産者　キャロルこと　赤間　邦彦
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
埼玉県越谷市レイクタウン６丁目15番地７　ｓｔｏｒｋＤ、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町学園２丁目96番地１　グランディーナ904号
破産者　柳田　雅恵
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３６号
愛知県一宮市丹陽町外崎字江西558番地７
破産者　佐藤建装こと　佐藤　　守
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１２８号
広島市南区南大河町２番27―102号　ハイツ河本、住民票上の住所広島県山県郡安芸太田町大字戸河内665番地
破産者　丸山　一平
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８８１号
福岡市早良区室住団地45番202号
破産者　樋口　友江
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８９１号
福岡県春日市光町３丁目12番地　サンヴィラ春日202号
破産者　河野　　香
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９２９号
福岡市中央区薬院３丁目12番10―418号
破産者　田中運送こと　田中　　徹
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５４号
福岡県飯塚市片島２丁目18番12号
破産者　津田　崇広
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５号
長崎県大村市赤佐古町313番地４
破産者　藤崎　芳彦
１　決定年月日　平成29年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２９８号
北海道紋別郡興部町字興部347番地
破産者　松村奈緒美
１　決定年月日　平成29年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９９号
北海道紋別郡興部町字興部347番地
破産者　松村　幸子
１　決定年月日　平成29年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１４号
神奈川県茅ヶ崎市西久保744番地　アンソレイエ湘南Ｂ102
破産者　小屋　孝治
１　決定年月日　平成29年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２４号
神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目17番10号　301
破産者　岩本　　彩
１　決定年月日　平成29年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３４号
横浜市中区本牧宮原６番１―310号
破産者　四ツ車敏章
１　決定年月日　平成29年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７９号
神奈川県海老名市杉久保北４丁目８番17号
破産者　小澤　　潤
１　決定年月日　平成29年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７０号
横浜市港北区鳥山町734番地　泉屋第３ビル401
破産者　渡邉　　剛
１　決定年月日　平成29年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７１号
横浜市港北区鳥山町734番地　泉屋第３ビル401
破産者　渡邉　千絵
１　決定年月日　平成29年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部